

## 管理障害補償金（排水）単価改定のお知らせ

平素より明治用水土地改良区の運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、このたび管理障害補償金（排水）に係る単価を下記のとおり改定させていただくこととなりましたので、お知らせいたします。

### 記

#### ■ 管理障害補償金（排水）とは

地域の農家が維持管理する農業用水路を、農業以外の目的（浄化槽の排水放流など）で使用する際に発生する費用です。排水の流入による汚れや老朽化にともない、清掃や補修の負担が増大しているため、利用者の方々にも「管理障害補償金」として費用の一部を負担していただいております。この仕組みにより、地域全体の排水機能を正常に保ち、良好な住環境を守っています。

#### ■ 改定の背景

近年、排水施設の老朽化に伴う修繕工事の増加、物価高騰による修繕費等の上昇、農地減少に伴う農業者負担の増加などにより、維持管理費が増加しております。このような状況の中、現行単価での維持が困難な状況となっております。安定した排水機能を将来にわたり維持するため、やむを得ず単価を改定させていただくこととなりました。

#### ■ 改定内容

区分	現行単価	改定単価
浄化水（浄化槽排水）	500円/人槽	600円/人槽

※令和8年4月1日より適用いたします。

なお、適用日前に管理障害物設置の許可を受けたものは、次回継続許可を受ける日から改定後単価を適用いたします。（許可番号別の単価改定適用日は次ページ）

算出例 1世帯5人槽の場合

現行（年額） 1,000円/世帯×1世帯+500円/人槽×5人槽=3,500円+消費税

改定後（年額） 1,000円/世帯×1世帯+600円/人槽×5人槽=4,000円+消費税

#### ■ よくある質問

Q. 浄化槽の「人槽」は、実際に住んでいる人数のことですか？

A. いいえ、違います。

人槽とは「その浄化槽が処理できる生活排水の量の目安」であり、実際の居住人数を表すものではありません。延べ床面積や水回り設備（トイレ・浴室の数）などから、必要な処理能力をもとに人槽が設定されます。また、延べ床面積が約130㎡以下の住宅では「5人槽」が採用されることが多く、これは「一般住宅における最小容量」とされています。

■ 許可番号別の単価改定適用日

※許可番号は毎年6月頃に発送の納入通知書または口座振替通知にてご確認ください。

〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇市〇〇町〇〇-〇

〇〇 〇〇様

許可番号：B●●●—〇〇〇〇 ←宛名の下に記載があります

令和8年4月1日より単価改定適用の許可番号

B503・B428・B423・B418・B413・B408・B403  
B361・B356・B351・B346・B341

令和9年4月1日より単価改定適用の許可番号

B504・B429・B424・B419・B414・B409・B404  
B362・B357・B352・B347・B342・B337

令和10年4月1日より単価改定適用の許可番号

B505・B430・B425・B420・B415・B410・B405  
B363・B358・B353・B348・B343・B338

令和11年4月1日より単価改定適用の許可番号

B506・B431・B426・B421・B416・B411・B406  
B364・B359・B354・B349・B344・B339

令和12年4月1日より単価改定適用の許可番号

B507・B432・B427・B422・B417・B412・B407  
B365・B360・B355・B350・B345・B340

※申請時期によって一部、例外がありますのでご注意ください。

■ お問い合わせ先

明治用水土地改良区 財務課 TEL：0566-76-4920

受付時間：平日 8:30～12:00／13:00～17:15

今回の単価改定により負担増となりますが、水利施設の適正な維持管理のため、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。